

# 防災豆知識 vol.16



令和7年12月16日  
梅丘まちづくりセンター

## テーマ「遺体収容所」

今回は、遺体収容所についてご案内します。

### 1. 遺体収容所の開設・運営

区は、必要資器材を用意した上で、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、その旨を区内警察署、都本部に連絡します。ただし、区的能力では十分な対応ができない場合には、都及びその他の関係機関に応援を要請します。

また、区は、必要に応じて、遺体の収容、資器材の提供、寝台車や遺体搬送に係る役務の提供等を、協力協定締結団体（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）に対して要請します。

区における遺体収容所は、区災対地域本部ごとにあらかじめ指定した地区会館を利用しますが、災害の状況に応じ大蔵運動公園総合運動場又は使用していない避難所の体育館等を区と警視庁・警察署が協議して指定します。

#### 《遺体収容所》

池尻地区会館	世田谷地区会館	経堂南地区会館	上馬地区会館
松原地区会館	桜上水南地区会館	九品仏地区会館	尾山台地区会館
船橋地区会館	宇奈根地区会館	上北沢地区会館	上祖師谷地区会館
北烏山地区会館			

### 2. 遺体収容所の役割

遺体収容所は、遺体の取扱いに関する総合的な拠点となることであり、次のような機能を果たします。

- (ア) 遺体の受付
- (イ) 検視・検案
- (ウ) 遺体の一時保存
- (エ) 遺体の引渡し
- (オ) 検案書の交付、火葬許可証の交付場所の案内等
- (カ) 身元不明の遺体の確認調査を行う場所

### 3. 遺体の搜索

区は、行方不明者のうち、既に死亡の可能性が高いと思われる者を対象に搜索を実施します。警視庁・警察署は、区が行う搜索に積極的に協力し、次の活動を行います。

- (1) 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、積極的に調査を実施する。
- (2) 身元不明者については、人相・所持品・着衣等を写真撮影するとともに遺品を保存し身元の確認に努める。

### 4. 遺体収容所への搬送

区は、被災現場で発見または避難所等で発生した遺体を検視・検案等に引き継ぐため、遺体収容所の収容能力を確認した上で遺体を搬送します。搬送に必要な車両や作業員は業者から区が調達するほか、区職員（災対土木部）も行うものとします。

## 5. 検視・検案等

【実施主体】警視庁・警察署、区災対医療衛生部、区災対地域本部

### (1) 検視・検案

- ①検視は、警視庁・警察署が行うため、警視庁・警察署は検視班を編成し、遺体収容所に派遣します。検視後の遺体は、都保健医療局の監察医務院に引継ぎ、検案を受けます。
- ②歯科医師会は、都及び警視庁・警察署の要請に基づき、必要に応じて検視、検案、身元確認業務に協力します。
- ③歯科医師会は遺体収容所ごとに身元確認班を編成します。(歯科医師2名以上)  
世田谷区歯科医師会…11班 玉川歯科医師会…2班
- ④区は必要に応じ、歯科医師会の業務への協力(事務作業の補助等)を行います。

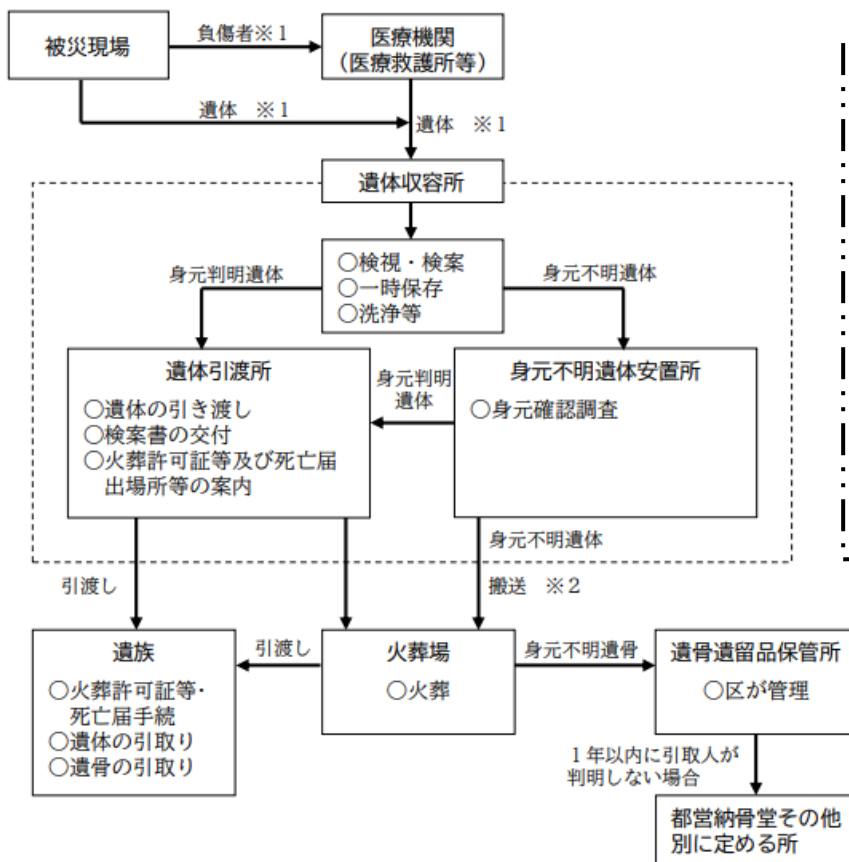
### (2) 遺体の洗浄、縫合、消毒

遺体の引き渡し、検視・検案を考慮して、遺体の洗浄、縫合、消毒を行います。特に夏季においては、遺体の腐乱には十分留意します。作業員の雇上げや資器材の借り上げは、都の福祉保健局と協議して確保します。

## 6. 遺体取扱いの流れ

### ① 遺体取扱いの流れ

遺体の捜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより行う。



### 【各避難所での検討事項】

避難所に避難してきた方の中には、お亡くなりになる方も出てくるかと思えます。そうした場合に、慌てないように、ご遺体を引き取りに来るまでの間、一時的に避難所内のどこに収容するかについて検討しておくことも大切です。

- ※1 警視庁・警察署は、区が実施する遺体の捜索・収容等に協力。  
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 区の要請に基づき、都保健医療局は関係機関(一般社団法人全国霊柩自動車協会等)に協力を要請。

\*災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定書〔資料編資料協定第86・P562〕

今回は、帰宅困難者についてご案内します。